

障害福祉サービス事業等の明石市独自基準

明石市では国の定めた基準の他、明石市独自の基準を設けていますのでお知らせします。
(平成30年4月)

全サービス共通

1. 原則
利用者の意思及び人格を尊重して常に当該利用者の立場に立った障害福祉サービスを提供しなければならない。
2. 諸記録の保存
諸記録を整備した日から5年間保存しなければならない
3. 暴力団の排除
事業者・設置者、管理者が暴力団員等であってはならない。
運営について、暴力団等の支配を受けてはならない
4. 自己評価
運営の内容について、自ら評価を行いその評価結果を公表するよう努めなければならない。
5. 従業員の育成
事業者は従業員の計画的な育成に努めなければならない。
6. 虐待行為の禁止
利用者に対し、虐待行為をしてはならない。
7. 事故の発生・再発防止の措置
事故の発生・再発防止の措置を講じなければならない。
8. 身体拘束等の禁止・虐待防止に係る研修の実施
身体拘束等の禁止や虐待防止を中心とした研修を全職員に対し、1年に1回以上実施しなければならない。
9. 非常災害への備え
事業者は、非常災害に備えて、利用者に必要な物資を備蓄するよう努めなければならない。

その他

- ☆ 共同生活援助
入所施設や病院と同敷地内であっても、独立した建物で家族や地域住民との交流の機会が確保される場合は共同生活住居とすることができる。
- ☆ 障害者支援施設
便所にブザー又はこれに代わる設備を設けなければならない。